

【第5回奈良市公民館使用料等検討委員会会議要録】

日 時 平成19年5月30日(水)午後1時30分開会

場 所 奈良市役所中央棟6階第1研修室

出席者 検討委員会 会 長 中川幾郎(学識経験者)
副会長 鍛冶佳広(学識経験者)
委 員 大場正登(公民館運営審議会委員)
委 員 徳家 眞(社会教育委員)
委 員 橋本哲夫(公募市民)
委 員 藤井義治(社会教育委員)
委 員 宮辺鈴子(公民館運営審議会委員)
委 員 八木正一(公民館運営審議会委員)
委 員 山中和代(社会教育委員)

(欠席:森昭彦委員)

| | | |
|-----------|----------|------|
| 事務局 | 生涯学習部長 | 神田義隆 |
| | 〃 次長 | 二滝久功 |
| | 生涯学習部参事 | 浅野恵子 |
| | 生涯学習課主幹 | 小泉繁男 |
| | 〃 主幹 | 山口仁朗 |
| | 〃 課長補佐 | 北沢一郎 |
| | 〃 生涯学習係長 | 吉村恭宣 |
| 奈良市生涯学習財団 | 常務理事 | 中西康悦 |
| | 〃 次長 | 天野敏博 |

事務局（開会の通告。欠席者の報告。会長へ進行役を交替）

会長

（傍聴希望を確認し、委員協議のうえ公開決定。傍聴者1名）

議事に入ります。第4回目の会議のまとめです。一つ目、奈良市の公民館における使用料の算出基準は光熱水費相当額から算出した1平米1時間あたり単価4円10銭を最低基準として決める。調理室のような付帯設備のある部屋や、マイク・アンプの備品類、これの使用には別途使用料を加算する。市内利用者と市外利用者の間に料金差を設ける。その割増については、市の類似施設に合わせていく。公民館24館は使用料制度により、分館は利用料金制によることを考える。二つ目、減免基準。原則として団体別で判断しない。公民館の主催、共催事業を減免対象にする。子ども居場所づくり事業などは、行政責任のものを公民館主催事業としていく。今後は、公民館の主催事業、地域に発信する公民館事業の充実を図っていく。所得のない18歳未満の未成年が公民館を使用するについては別途考慮していく。三つ目、月ヶ瀬、都祁について、合併協議会において、使用料は奈良市の制度に統一するという明確な合意があります。閉館時刻については、地域ニーズに合わせて1時間程度延長する。四つ目、分館のあり方について、当委員会は、平成7年の公民館の運営についてという建議の方針を支持します。分館を公民館の枠から外し、地域の創意工夫で使ってもらえる地区住民館・地区コミュニティセンターにする。ふれあい会館の窓口を将来的に統一する。公民館施設長は、稼働率の向上を図るなどのマネジメント効果を発揮させる。五、その他について、有料化を実施するうえでサービス向上を並行して実施していく。館の人員配置については、生涯学習センター、中部公民館、西部公民館の統括館に集中配置するが、必要に応じ統括館から派遣する。という確認ですが、いいですか。

委員

月ヶ瀬の部分で、使用料について合併協議会の内容を確認しました。ですが、私の周囲で意見を聞かせていただいていたら、使用料を取ると利用者が減る可能性はある、他の施設へ逃げられる可能性はある、戦没者の追悼式とかは何とかなるだろうけど、会議で使う場合はそういう可能性は考えられるという話がありました。

会長

事務局で付け加えることがありましたら。

事務局

公民館の利用者が減るとのご心配をいただきました。そういう面では工夫して、利用していただけるようにしていきたいと思います。

会長

他にご意見等ございましたら。

委員

三つありますが、まず一つは、自主グループ活動要綱が20年前にできていますが、今度の有料化との整合性などで、ここで見ておかないといけないと思います。二つ目は、利用条件の緩

和ということで、利用時間の延長とか、そういうもののほかに、たとえば、企業とか会社の催しに使ってもいいか、とか。利益がない事業の場合ですね。極端なことをいいましたら、会社説明会とか従業員募集の場所としても使えるか、雇用促進にもつながるから、ということですね。それから、若手音楽家の発表の場とか、商店街の振興のために祭りとかイベントとかの会合にも利用できないか、有料化のためにそういうことも検討していただけたらありがたい、というのが二点目。三点目は、きちっとした集金システムを市で構築していただかないとだめかな、と。

事務局

自主グループの活動要綱を用意しますので、先へお進めください。

委員

自主グループについて参考になればということで、私の場合、公民館だよりですが、昔は公民館が費用も出して発行していましたが、館の予算がどんどんカットされて数年前から自主グループの役員と公民館の職員が共同で製作して、チラシみたいなものですけど、いま費用は自主グループで出しています。それが現状です。配布先は5300世帯くらい、1世帯3.5人として18,500人、だいたい2万人に配布です。この公民館では、現在、自主グループが36あります。もともとは館の主催事業でスタートしました、大半は。それで、たとえば館の主催事業として講習期間が終わったら、もう少し継続したいとかいうようなことがありますから、市が、自主活動グループを作らないか、ということで促進して今まで来ています。市の主催事業の延長線上にあるのが自主グループです。館利用の大体85%が自主グループで、利用の主体が自主グループだということを説明しておいたほうがいいかなと思いました。

委員

市外の利用者は割増、ということですが、もともと市外の人が利用できることになっているのかどうか、割増を払えば全く違う市の人が使ってもいいのかどうかですが。

事務局

今までは市内と市外を分けることなく使っていました。他の施設との整合性から検討していきたいと思いますが、優先順はあっても、市外だからだめというつもりはありません。

委員

大阪の人が来て割増料金を払えば、利用はOKですか。

事務局

そうですが、市内優先にしないといけないと考えます。

委員

一つの団体に市内と市外の人が入っていた場合は、その人数によって使用料を払うということですか。

事務局

モデルとしては、市外が半数以上は割増と考えています。

会長

いま自主グループの活動要綱というのが配られました。

委員

見ていただきたいのは、4条に、グループは原則として10名以上をもって構成する。まあ、有料化になったら、たとえば3人でも4人でも、それは緩和してもいいのじゃないかと感じます。事務局で構成を変えて、たたき台を作っていただいたらいいように思います。

事務局

これは市民から要望が出ます。議論していきたいと思います。

会長

利用条件の緩和のうち、企業利用とか会社の利用とかというのは、どう考えたらいいかということですが、見解は？

事務局

利用拡大を図っていかなくてはならないので、予約の優先順位をつけて空いているなら利用していただいたら、と。

委員

たとえば、カラオケ教室ということで、100人部屋を10人で使うというのは許可になりますか。

事務局

優先順位からいってその日に空いていて目的がふさわしいなら許可になりますが、民間のカラオケ教室が貸してくれというのは想定していません。

委員

参考までですが、私たちの謡いのグループで、枚方から来ている人がいますが、枚方の公民館では大きなホールは30人以上でないと使わせないことになっているという話です。

委員

大きな部屋を小人数で使わなければならない理由にもよると思います。この部屋でないとだめだということが正当なら認めざるをえない場合もある。

委員

自主グループの10名という縛りは外していいと私も思います。無料であれば少ない人数で大きな部屋を使ってしまうが、これはどうか。有料の場合、少人数なら一人あたりの負担が大きくなるわけですから、縛りを外してもかまわないと思います。もう一つ、10名以上という縛りがあると、申込のときに10名と書くわけですが、実際の利用は5名、3名とかで、運用の上でぎくしゃくする面があるので、縛りを外すほうがいいのじゃないかと思います。

委員

たまたまこの日に使いたいという突発的な利用とは分類を別にして、グループ活動10名構成というのは何らかの形で残したら、とは思いますが。

会長

公民館の直営事業とか主催事業との関係で自主グループとの連携ネットワークとは強く保つ

ていく方向になると理解しています。公民館利用に関しては自主グループの優先とかは、今度の有料化で消えていくんじゃないかと……。

委員

そうですね、そうしないと意味がなくなる。

会長

そうしますと、要綱の10名という枠もかえって邪魔になってくる。だから、自主グループは人数に規制を加えないで活動の継続性に重点を当てたほうがいいのじゃないでしょうか。…企業利用については、企業であるからということで排除するのは行きすぎでは、というのが先ほどの指摘だと思います。

委員

というのは、会社でも防犯セミナーやいろいろなセミナーをしているわけで、そういうときに使えないかとかいろいろあるわけです。これは利益とはぜんぜん関係なくて、従業員の対防犯についてのこととか、うちの会社も奈良署の防犯のかたが来られて講演会をさせていただきましたが、そういうこともできるのじゃないかと感じました。

会長

それは解釈上、団体市民、法人市民という解釈をすればじゅうぶん対象の範囲になってくるのに、社会教育法上の禁止原則を機械的に適用しすぎてきた時代はあると思います。営利だというので株式会社はだめだという時代はあったと記憶しますが、問題はそこにあるのではなくて、利用主体が会社だろうが自治会だろうが、どういう活動内容かで決まるわけです。企業にも公益的活動の拠点として使っていただくのはよいことだと思っています。柔軟にしていく時期に来ていると思います。集金についても、将来、もう少し合理化できたら、努力していただけたら、ということですが、どんな方法がありますか、今、窓口収納なんですね。

委員

意見を言わせていただいたのは、集金業務に不安感があることですが、どの会社の従業員でも何十万という金を動かしているんですから、そんな心配するほどのことじゃないということをおっしゃっていただけて、きちっとしたシステムを作って管理したらそんな心配なくていいと言いたかったわけです。

会長

小さな金庫を置いて日計を作って銀行に送金すれば終わりです。あまり難しくありません。…市長あて報告について説明をお願いします。

事務局

4回にわたって議論いただいたことを大きく3つに分けています。1は、公民館の経過と状況です。2は、今後の公民館の方向ということで教育基本法から生涯学習の理念、公民館を取り巻く行財政的状况を説明。そのあとに、受益者負担、使用料の金額、減免の3点です。使用料の算定では利用によって生じる光熱水費を負担するという考え方で、試算の単価では、1平米1時間あたり4円10銭。減免では市が主催・共催するものを無料にということと併せてこれ

からの館主催共催の事業を充実させていこうという考え方です。次に、公民館を利用しやすいようにということで、利用時間については夜の9時を10時まで考えたらどうか。申込の時期も、現在は2週間前ですが、これを早めることで準備期間の点で利用しやすいように考えています。最後の3ですが、分館について、地元運営という経過があるので、この点を踏まえて検討を、という内容になっております。

会長

順次ご意見いただけますか。

委員

奈良市が意見を求めました、は、求められました、がいいのじゃないか。定める、は定められる、が適切かと。負担を軽く設定するのであれば意味があるほど...、は、料金差そのものに意味はなく、と。コストに比べ、は、コストとの関連で収支のバランスがとれない、に。必発、は、必ず発生に。割増を検討するよう提案します、のところに、提案します、が2か所あるので、最初のほうを削る。利用申込のところで、具体案を入れては。公民館分館のところで、また、でなく、他方とか一方とかが前後の結び付きがいい。最後のほう、分館に関しては、のところ、以上の点から分館に関しては、としては。

委員

分館のところで、地域の人たち、自治会のほうでやってもらうということについて、自治会として大変ご苦労なさってますから、使用料は地域に任せるとか、そういう形をとれないものかなと思います。

委員

有料化する一方で運営を見直してサービス強化するというのをはっきり入れていただいたらいいと思う。利用申込も、早くするともそうでないようにも読めるので、現在2週間であるものを1~2か月、半年、1年前に、というように期間延長を検討して利便性を強化するとしていただきたい、それと、主催行事の強化についても書いていただければと思います。

会長

有料化の一方で公民館の運営を見直すとするのがいい、ということ。利用申込では、もう少し詳しく書き込んだらいいんじゃないかと。

委員

利用申込で、現在も期限前申請というのはありますが、有料化のあとも今実施している約束ごとは残りますね。

事務局

残ります。

委員

うちの場合は館にホールが付いていて、そのホールをいろんな団体なり地区の全体的な利用も出てきますので、そこらあたりが問題のようです。地域による公的な行事というか、それがいちばん問題かなと思っているんですが、そこはまたいろんな方法で考えてみたいと思います。

会長

今後、地元利用の利便性をより図っていくために別途の政策的配慮が必要かと思われる、という1項は入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。

委員

無料にできるのは主催・共催行事というのがありますが、地域性を公的な行事として館主催にする、とかできないかなと思ひまして。

会長

いいことをおっしゃってくださいました。実は、地方公共性という概念があります。政府のレベルでは公共性とみなせない、しかし岸和田市にとっては公共的、だんじりがそうです。だんじりに公的支出はいけませんが、間接的に支出していて、行政職員もだんじり休暇をとれる、総務省はやめてくれというけれど、頑として歴代守っているわけです。月ヶ瀬のローカルパブリシティということで認める公民館政策は、私は許容できると思います。公民館は地域の拠点ですから。

委員

私のところで早春マラソンをやってまして、公民館を使います。更衣室に使ったり招待選手が使ったりしますが、こういう場合にも料金がかかるかどうか。実行委員会でやっているの、この分と、慰霊祭の分と、公民館の共催にしてもらえないかと思ったりします。

会長

そのような政策的な調整と配慮というのは、今後の運用の中で何か工夫の余地があるのではないかと報告書に書いてもらったほうがいいと思います。

委員

18歳未満の利用者について負担軽減、ですが、18歳未満には引率者が必要ですので、この引率者についてどのようなのか、です。

事務局

子どもだけの利用はありえないだろう、というご指摘があります。ここでは、地域で子どもを見守ろうという、放課後の居場所づくりみたいな事業を公民館で実施していこうという構想もありまして、その場合は子どもから使用料をとれないだろうということで、こういう表現になっています。

委員

親が使っていても、子どもを連れてくれば軽減される？

会長

サービス対象となっている主役が子どもである場合、とわれわれはイメージしています。

委員

要するに目的は子どもだから、子どもを対象に負担の軽減を考える、と。そのへんが微妙です。

会長

サービスフレームを作るのが大人でも、利益を受けるのが子どもである場合は無料だと、そういう発想です。

委員

事務コスト云々というところで、要するに安く上げていただきたい。われわれのところのふれあい会館ですが、1年分の使用料を一括前払いする、そうすることによって受付の事務量が軽減されます。そうして、いったん払ったものは返さない、ただし変更にはできるだけ応じる主義をとってますので、そんなに事務コストはかからない、と。そういうようにまとめてやれば、思っておられるほどそんなに事務コストはかからない。われわれはふれあい会館で経験済みですから。要は、私どもで言いますと、ふれあい会館 200 円、仮に公民館が 500 円だったら、これは住民サイドではとんでもない話で、やはり公民館の使用料は低く押さえてほしい、ふれあい会館も公民館も使う側からしたら同じですから。それと、利用申込を今まで 2 週間前だったのを 1 か月とかいわずに半年とか 1 年とか思い切ってこういう面でサービスするというのを全面に出すほうが受け入れられやすいという気がするんです。

委員

1 事業について半年前でも 1 年前でも期間前申請はできるとしても、数回にわたって半年前 1 年前からすると独占的使用になる、それは避けるべきだと。だから、無駄なようでも 1 事業についての 1 回の期間前申請は OK だけれども、毎週何曜日、何時から何時までを特定のかたがずっと押さえるというのではおかしくなるんじゃないかな。

委員

現実には、想像なさってるほどそうでもないと思います。譲り合いがあります。たとえば、講師を呼んでこういうことをやります、って言うと、そうでしたらどうぞ、と、われわれのふれあい会館では至って柔軟にやっていますからトラブルというのは一切ありません。

委員

私どもの公民館ですと、水曜日に 2 週間分の申込があります。駐車場は満員で、抽選を受けるのに大変です。そういうところもあるわけです。ですので、ふれあい会館の場合と公民館の姿というのは場所によって違うと思います。

委員

たとえば自主グループが、5 つのグループが半年なら半年、予約をとると、他が急に申し込んでもできない場合が……。

委員

それは、お互いに利用しようという形でやっていますので、話し合いで、そこはどうぞ、ということで、トラブルはまずないです。やはり地域で何とかしようということです。館の掃除もみな地域の人がやっています。何とかして守っていこう、何とかしてうまくしていこうというのが地域の特性です。

会長

そういう調整は誰が行ないますか。

委員

これは公民館で。今は、ふれあい会館だったらふれあい会館の責任者がちゃんとやっています。

会長

そうすると、バッティングしたから、どちらか譲ってもらえますか、と言ってもらえるんですか。

委員

なるほど、そういう交渉をされてるんですね。

委員

全体的に丁寧すぎて言い回しが多いのかな、と。特に2つの点、1つは、地域社会を創造していく工場、という言い方。もう1つは、施設の老朽化について書いていますが、老朽化というのは勝手に老朽化していくもので、使ったからしていくものでもない。老朽化するから使用料もいりますよという言い回しのほうがいいような気がします。

会長

「工場」というのは何か冷たい、創造の場にしてもいいかなと思いました。……以上で皆様方の意見をいただきましたが、原案の二分方は工夫がいる、と。それと具体的に事例を並べて、もう少し踏み込んだ事例的な書き方をということです。次回は微調整にとどめるぐらいに運び込みたいと思います。まだお気づきのところは事務局に届けていただいたら。……その他について、事務局からご説明ください。

事務局

(市のホームページ掲載の件その他を説明)

会長

(閉会の通告)